

別紙2

新旧対照表

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(9) 共同生活介護サービス費</p> <p>① 共同生活介護の対象者について</p> <p><u>区分2以上に該当する身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者又は精神障害者とする。</u></p> <p><u>なお、「準ずるもの」とは、障害者に対して介護、訓練又は居住の支援を行う事業であって国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助により実施される事業をいい、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれるものとする。</u></p> <p>② 共同生活介護サービス費について</p> <p>(-) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害程度区分に応じ、算定する。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(9) 共同生活介護サービス費</p> <p>① 共同生活介護の対象者について</p> <p>区分2以上に該当する知的障害者又は精神障害者とする。</p> <p>② 共同生活介護サービス費について</p> <p>(-) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただ</p>

ただし、次のア又はイに該当するものに対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する（平成24年3月31日までの経過措置）。この場合、指定共同生活介護事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。

なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第9の1のイからニまでに定める単位数を算定する。

ア・イ （略）

(二) （略）

③～⑫ （略）

⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一) 対象者の要件

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添15「地域生活定着支援事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センタ

し、次のア又はイに該当するものに対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する（平成24年3月31日までの経過措置）

ア・イ （略）

(二) （略）

③～⑫ （略）

⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一) 対象者の要件

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定共同生

一（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

（二）（略）

⑭（略）

(10) 施設入所支援サービス費

①～⑩（略）

⑫ 地域生活移行個別支援特別加算

報酬告示第10の11の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

（一）（略）

（二）地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することにな

った場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

（二）（略）

⑭（略）

(10) 施設入所支援サービス費

①～⑩（略）

⑫ 地域生活移行個別支援特別加算

報酬告示第10の11の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

（一）（略）

（二）地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設

なった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ (略)

⑬～⑰ (略)

3. 訓練等給付

(6) 共同生活援助サービス費

① 共同生活援助の対象者について

区分1又は障害程度区分に該当しない身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者又は精神障害者とする。

また、区分2以上の身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特に指定共同生活援助の利用を希望する場合には、指定共同生活援助を利用することができるものとし、この場合、共同生活援助サービス費を算定する。

なお、「準ずるもの」とは、障害者に対して介護、訓練又は居住の支援を行う事業であって国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助により実施される事業をいい、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれるものとする。

②～⑬ (略)

設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ (略)

⑬～⑰ (略)

3. 訓練等給付

(6) 共同生活援助サービス費

① 共同生活援助の対象者について

区分1又は障害程度区分に該当しない知的障害者又は精神障害者とする。

なお、区分2以上の知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特に指定共同生活援助の利用を希望する場合には、指定共同生活援助を利用することができるものとし、この場合、共同生活援助サービス費を算定する。

②～⑬ (略)